

令和 3 年 第 1 1 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和3年11月25日（木）

色麻町農業委員会議事録

令和3年11月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第26号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第27号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
議案第28号 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

報告事項 報告第1号 農地現状変更届について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第11回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、2番 堀籠慶浩委員、3番 鎌田一宣委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第26号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第26号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号14番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号14番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地一の関字鹿野〇ー〇、地目 田、地積 1, 295 m²、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。

譲渡人の〇〇さんは、後継者不足から規模を縮小したいと考えておりました。

譲受人の〇〇さんは、現在20ヘクタール近い農地を耕作しており、かつ、隣人でもあります。

当該農地を譲り受け、引き続き耕作目的で所有するものであり、要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を6番 齋 條 仁 美 委員よりお願いします。

齋條委員 それでは、番号14番について、現地確認の報告をいたします。
去る、11月10日、担当委員 堀 籠 会長、畑 中 職務代理、それに私と、高橋局長の4名で確認を行いました。
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号14番については、可と決しました。
以上で、議案第26号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第27号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第27号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 お諮りいたします。
番号55番と番号56番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号55番、番号56番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号55番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もり}守彦^{ひこ}さん、設定をする土地の所在 黒沢字切付○-○、地目 田、地積 8, 116 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号56番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号55番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号55番は可と決しました。

議長 続きまして、番号56番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号56番は可と決しました。

議長 番号57番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号57番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新高台堂○-○ 外3筆、地目 田、地積 6, 071 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、農地の集約化を図る観点から、近隣の農地に耕作

している認定農業者、〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号57番は可と決しました。

議長 番号58番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号58番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新手倉〇一〇 外1筆、地目 田、地積 3, 270㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者であり、経営規模の拡大を計画している 〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号58番は可と決しました。

議長 番号59番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号59番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字新柳町〇一〇 外3筆、地目 田、地積 9, 006㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号59番は可と決しました。

議長 番号60番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号60番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新本郷○ー○ 外3筆、地目 田、地積 3, 475㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号60番は可と決しました。

議長 番号61番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号61番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 高根字新原畑○ー○ 外2筆、地目 田、地積 5, 005㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号61番は可と決しました。

議長 番号62番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号62番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 清水字志田際○ー○ 外13筆、地目 田、地

積 5, 296 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号62番は可と決しました。

議長 番号63番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号63番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 清水字大下〇一〇 外5筆、地目 田、地積 7, 672 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号63番は可と決しました。

議長 次の番号64番は、〇〇委員の議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席いたします。

【議長退席後】

職務代理 それでは、暫時の間、私が議長を務めさせていただきます。

職務代理 番号64番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号64番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字新荒井〇一〇 外10筆、地目 田、地積 29, 509 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた ○○ さんと再度利用権の設定をするものでございます。

職務代理 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

職務代理 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

職務代理 全員賛成ですので、番号64番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 以上で、議案第27号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第28号、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第28号 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議長 お諮りいたします。

番号2番と番号3番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、出し手は違うものの、機構からの受け手が同一であることから一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号2番、番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦^{もり ひこ}さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 小栗山字下女石東○一○ 外14筆、地目 田、地積 39, 516㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号3番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益
社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もり}守^{ひこ}彦さん、設定を受ける者 ○
○さん、設定をする土地の所在 志津字新川原田〇一〇 外1筆、地目 田、地積
5, 991㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、これまで父親である○○さんが中間管理機構から
借り受け、耕作しておりましたが、このたび農業経営を息子である○○さんが担
うことになったことから中間管理機構との契約を変更するものです。

議長 内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号2番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお
願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

議長 続きまして、番号3番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお
願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。

以上で、第28号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定については、原
案のとおり可と決しました。

議長 続きまして、報告第1号 農地現状変更届について 事務局より報告をお願い
します。

事務局長 色麻町農業委員会農地現状変更届出指導要綱第3条第1項の規定に基づき、農
地現状変更届出書を受理したもので、第4条第1項の規定により報告いたします。

農地の所在、地目、面積、届出人及び工事施工者等については資料のとおりで
す。

10月22日に届出があり、農地の所有者が混在している場所であることから
受理件数が合計17件となっておりますが、排水不良の解消を目的とした一体的
な盛土工事であります。

当日に事務局で現地確認を行い、周辺農地等への影響は無いと判断し、受理し

ております。

議長 ただいま事務局から報告がありました報告第1号について、ご質問等ございますか。

早坂勝一委員 元々の面積、形状で、一筆一筆盛土が行われるのでしょうか。

議長 一筆一筆そうですね。ただし、擁壁が建っているものでない限りは盛土すれば法面が上がれば、水張りの面積的には少なくなると思いますが、下場の面積は変わりません。

早坂勝一委員 そのまま整地して一町歩田にしたらよかったのではないか。

議長 そういった条件の土地でもなさそうです。段々になっている土地を平らにするもののようなのです。

事務局長 地図をお示しすれば良かったのですが、一筆毎の面積を見てもらえばお判りいただけるのかと思いますが、小さな土地が密集しているところでありまして、低い土地でもあることから大雨の際には雨が溜まってしまう場所であります。17件、36筆となっておりますが、小さな土地が連なって長くなっている土地ということでご理解いただければと思います。

議長 工業団地からの残土を利用するんだよね。

事務局長 はい。補足いたしますと、工業団地の第2工区をこれから造成するに当たり表土を剥いで土を入れる工程になっておりまして、その表土を何処かに処分する必要がありまして運搬費用も掛かることから近くで利用できないか探していたところ、こちらの地域から申し出があり、今回の農地へ盛土することに至っております。

議長 他にありませんか。

【なしの声あり】

議長 なしの声がありますので、報告第1号を終了いたします。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第11回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時03分

閉会時刻：午前10時40分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年11月25日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 堀 籠 慶 浩 ⑩

署名委員 鎌 田 一 宣 ⑩